

規 約

- 1 〈名称〉清瀬第十小学校 保護者と教師の会
事務局を清瀬第十小学校におく。
清瀬市中清戸 1-454-14 TEL042-493-4310
- 2 〈目的〉 保護者と教師が協力し合い、子ども達の幸福と健やかな成長をはかることを目的とします。
- 3 〈運営〉 (1)この会は、学級を基盤とし、学年相互の連絡をはかります。
(2)特定の政党や宗教を支持せず、また、営利を目的としません。
- 4 〈会員〉 清瀬第十小学校に在籍する児童の保護者と教師で構成されます。
- 5 〈組織〉 目的を達成するため、以下の組織を設けます。
 - (1) 本部役員会
 - ・本部役員は保護者会員の中から12名と教師1名を互選し、次の役職をおきます。
会長1名・副会長2名（保護者1名・教師1名）
書記・広報2名 会計2名 サタデー2名
漢検2名 青少協本部2名（青少協へ出向）
 - (2) 学級世話人
 - ・3名選出します
 - (3) 世話人学年連絡会
 - ・必要に応じて学年ごとに各学級世話人が集まり、学年・学級活動についての計画などにあたります。
 - (4) 世話人代表者会
 - ・本部役員と世話人と教師代表で構成し、定期的に会合を開きます。
 - ・世話人代表者会で必要と認められたときに、専門部会等を設置することができます。
 - (5) 会計監査
 - ・会計監査を3名おきます。（保護者2名・教師1名）
 - (6) 総会
 - ・この会の最高議決機関で、全会員で構成します。成立条件は委任状を含めて会員の過半数とします。
 - ・当面の運営については、会員の意向を反映させ、世話人代表者会が代行します。
 - (7)任期
 - ・本部役員及び世話人の任期は1年とします。ただし、再選は妨げません。
- 6 〈規約の改正〉本規約改正については、世話人代表者会の提案により、総会にて会員の過半数の賛成をもって行います。

細則

- 1 〈会費〉必要経費をして会費を徴収します。年間1児童につき200円（保険代含む）（2008.1改正）
（2009.12改正）
- 2 〈慶弔〉本会としては、慶弔は行いません。
- 3 〈対外委員〉青少協第五地区委員は世話人より選出する。
- 4 〈資源回収〉牛乳パックを回収します。（1991.10改正）（2009.12改正）（2002.1改正）
（2025.4～ピュアシルクに譲渡）
- 5 〈ベルマーク〉ベルマーク活動をします。（2009.12改正）（2024.3活動廃止）
- 6 〈サタデースクール〉「みんなでつくろう」の企画・連絡調達・運営等をします。（2011.1改正）
- 7 〈漢字検定〉漢字検定の準会場として検定を実施します。（2018.4改正）

8 〈本部役員〉

- ・経験者は自分のお子様の人数に限らず以降の世話人免除とします。(2019.2 改正)
- ・経験者は自分のお子様（1人に限らず）の卒業式での役員優先席に着座できます。(2024.5 改正)
- ・本部役員は活動年度において自分のお子様（1人に限らず）の運動会の役員優先席を使用する事ができます。(2024.5 改正)
- ・経験者は音楽会（児童鑑賞日）の参観ができます。(2024.5 改正)

9 〈本部役員〉 年度末に次年度役員を選出し、総会にて議決します。(2021.2 改正)

10 〈本部役員・世話人免除条件〉 免除条件は以下とします。ただし、条件の3~5の場合は前もって毎年副校長先生へ申告が必要になります。(2021.2 追記)

- 1.本部役員（前三役含む）経験者
- 2.対象児童の世話人経験者
- 3.妊娠中または未就園児がいる
- 4.身内の介護をしている
- 5.健康上の理由がある

改正詳細 〈世話人パトロール〉 役職に加え活動。(2012.2 改正)

〈世話人パトロール〉〈サタデー・スクール〉を〈漢字検定・盆踊り〉〈サタデー・スクール・盆踊り〉とする。(2018.4 改正)

〈役員〉「書記」を「書記・青少協」とする。(2019.2 改正)

〈組織〉学級世話人「4名選出」から「3名選出」に変更。(2021.2 改正)

〈本部役員会〉

- ・「世話人代表者の中から各学年1名」を「保護者の中から12名」に変更。(2021.2 改正)
- ・「書記・青少協」2名を「青少協（出向）」2名に変更。(2021.2 改正)
- ・「書記・広報」2名、「サタデー・地区」2名、「ベルマーク」2名を追加 (2021.2 改正)
- ・「継続2年までとする」を「再選を妨げない」とする。(2021.2 改正)
- ・「サタデー・地区」を「サタデー」とする。(2024.2 改正)
- ・「ベルマーク」2名を「漢検」2名に変更。(2024.2 改正)
- ・「経験者は自分のお子様（1人に限らず）の卒業式での来賓席に着座できます。(2019.2 改正)」を「経験者は自分のお子様（1人に限らず）の卒業式での役員優先席に着座できます。」に変更。(2024.5 改正)
- ・「経験者は学年に関わらず6年生を送る会の参観ができます。(2019.2 改正)」を「本部役員は活動年度において自分のお子様（1人に限らず）の運動会の役員優先席を使用する事ができます。」に変更。(2024.5 改正)
- ・「経験者は音楽会（児童鑑賞日）の参観ができます。」を追加。(2024.5 改正)

〈規約改正〉「投票により改正」を「総会により改正」に変更。(2021.2 改正)